平成２１年（フ）第２００号
福島県伊達市霊山町山野川字下ノ内68番地
債務者　菅野伊都子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２０１号
福島市笹谷字二本松４番地の３
債務者　阿部　静江
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２０９号
福島市森合町７番４号　市住４―14
債務者　阿部　幸夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２１７号
福島市太平寺字児小塚37番地の３
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９０号
川崎市宮前区野川4162番地　ベルウッド野川215
債務者　西原　一絵
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
川崎市川崎区観音２丁目３番10―303号
キャッスル・ナカヤマ
債務者　阿部　博美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12702番地１
債務者　寺平　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５２号
兵庫県洲本市炬口２丁目13番９号
債務者　西村　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０２号
宮崎市松山１丁目11番20号　松本コーポ502号
債務者　中武　徹雄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８９号
鹿児島県肝属郡東串良町川西1530番地２
債務者　山元　和友
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
鹿児島県鹿屋市川西町4666番地３
債務者　上山　幸恵
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２０年（フ）第８０２号
奈良県桜井市大字粟殿1028番地の３
債務者　廣瀬　勝行
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第８０９号
奈良県桜井市大字辻67番地
債務者　出口　友美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０１号
奈良市法華寺町345―１　レオパレス三笠105号、住民票上の住所横浜市神奈川区三枚町85番地の１　山王森ハイツ１棟202号
債務者　三上　信夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３３０号
奈良市南紀寺町１丁目247番地の１
債務者　宮司　　始
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３５９号
奈良市芝辻町４丁目11番地の４　森本マンション301号
債務者　辻井眞智子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
奈良県大和郡山市南井町22番地13
債務者　茂木加代子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
奈良地方裁判所